

# 定 款

株式会社クロス・マーケティンググループ

文書番号	基-1
文書名	定款

< 改定履歴 >

版数	改定日	改定内容
1	平成 25 年 2 月 21 日	作成
2	平成 25 年 3 月 27 日	株式会社クロス・マーケティング株主総会承認
3	平成 25 年 6 月 3 日	株式移転による会社設立
4	平成 26 年 3 月 26 日	第 3 条及び附則変更
5	平成 26 年 5 月 7 日	附則削除
6	平成 26 年 6 月 1 日	株式分割に伴う発行可能株式総数の変更（第 5 条）
7	平成 27 年 3 月 26 日	取締役の員数上限増加に伴う変更（第 19 条）
8	平成 28 年 3 月 29 日	責任限定契約を締結できる役員の範囲の変更（第 31 条・第 43 条）
9	平成 29 年 3 月 29 日	監査等委員会設置会社への移行に伴う変更
10	平成 30 年 3 月 29 日	第 2 条第 1 項に目的を追加
11	2020 年 3 月 26 日	補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を追加（第 22 条）、配当等の決定を取締役会の決議によって定めることができる定めを追加（第 44 条）
12	2021 年 3 月 25 日	事業年度の変更（第 11 条、第 43 条、第 44 条）
13	2021 年 7 月 1 日	附則第 2 条（事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置）の削除
14	2021 年 9 月 30 日	附則第 3 条（事業年度変更に伴う変更後最初の中間配当に関する経過措置）の削除
15	2022 年 9 月 29 日	株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の削除（第 14 条）、株主総会参考書類等の電子提供措置の新設（第 14 条）、附則第 2 条（株主総会資料の電子提供にかかる経過措置）の新設

最新版改定日	2022（令和 4）年 9 月 29 日
初版制定日	2013（平成 25）年 3 月 27 日

主管部門	法務コンプライアンス部
------	-------------

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社クロス・マーケティンググループと称し、英文では、Cross Marketing Group Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. マーケティングリサーチ業務
  2. マーケティングリサーチの技法に関する研究開発及びコンサルティング
  3. マーケティングに関する従業員教育及びトレーニングの実施
  4. コンピュータ、コンピュータのシステム、コンピュータ関連機器、ソフトウェア（インターネット及びその他の通信回線を利用するものを含む）及び情報通信機器の企画、開発、調査、製造、販売、斡旋、レンタル、保守、輸出入及び運用代行サービス
  5. レコード、テープ、ディスク、フィルム等による録音及び録画物並びにデジタル及びインターネットコンテンツ（テキスト、音声、静止画及び動画等）の企画、制作、販売及び輸出入
  6. 事業間の商品流通促進のためのコンピュータによる仲介及び卸売業務
  7. ビジネスコンサルタント業務
  8. 情報処理サービス及び情報提供サービスの提供、仲介、斡旋、販売及び輸出入
  9. 広告、宣伝に関する企画、制作、実施、コンサルティング及び広告代理店業
  10. 書籍、印刷物及び電子出版物の企画、制作、出版及び販売
  11. 衣料品、インテリア用品、化粧品、装身具、日用雑貨品、食料品、酒類、清涼飲料水、文具、レコード・コンパクトディスク、ビデオ等音楽用品、OA機器、家庭用電気製品、健康食品（医薬部外品）、時計、宝石、貴金属、美術品、工芸品、カメラ、喫煙具、玩具、スポーツ用品、インテリア用品及びアウトドア用品の輸出入業務、卸売、及び小売販売（インターネット及びその他の通信回線を利用するものを含む）
  12. キャラクターグッズの企画及び販売
  13. 通信販売業務並びに通信販売の仲介及び情報提供業務
  14. 飲食業
  15. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他知的財産権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
  16. 労働者派遣事業
  17. 投資事業組合の組成、投資事業組合財産持分の募集及び販売並びに投資事業組合財産の運用及び管理
  18. 投資業
  19. 前各号に附帯する一切の業務
- ② 当社は、前項各号の事業及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、6,336万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる

株主とする。

- 2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、8名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じその他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会



(監査等委員会の設置)

第33条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議により監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の解任)

第41条 会計監査人の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

- 2 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 4 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 5 未払の配当金には利息をつけない。
- 6 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、平成29年3月29日開催の第4回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 平成29年3月29日開催の第4回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条第2項の定めるところによる。

第2条 (株主総会資料の電子提供にかかる経過措置)

- 1 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 2 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。